

>>> 追加情報

ストックオプション制度の内容

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、当社取締役および従業員に対して無償にて新株予約権を発行することを平成15年6月21日の第33期定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日平成15年6月21日
付与対象者の区分当社取締役および従業員
新株予約権の目的となる株式の種類普通株式
株式の数(株)1,000,000株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額(円) ...(注)
新株予約権の行使期間平成17年6月21日～平成20年6月20日
新株予約権の行使の条件新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、もしくは従業員の地位にあることを要す。
ただし死亡、定年または任期満了による場合で、取締役会が認める場合は、例外とし、本人または相続人の権利行使を認めるものとする。
その他の条件については、定時株主総会および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役および従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

新株予約権の譲渡に関する事項当社取締役会の承認を要する。

(注) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に付与株式を乗じた金額とする。
1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。

ただし、当該金額が新株予約権を発行する日の終値(取引が成立していない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

更に、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込金額を調整するものとする。

自己株式の取得等の状況

(1) 定時総会決議による自己株式の買受け等、子会社からの自己株式の買受け等又は再評価差額金による消却のための自己株式の買受け等の状況

前決議期間における自己株式の取得等の状況

株式の種類.....普通株式

(イ) 定時総会決議による買受けの状況(平成15年6月21日現在)

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
定時株主総会での決議状況	5,000,000	10,000,000,000
前決議期間における取得自己株式(注1)	1,000,000	1,103,883,882
残存授權株式の総数及び価額の総額	4,000,000	8,896,116,118
未行使割合(%)(注2)	80	88.96

(注)1 上記授權株式数の前定時株主総会の終結した日現在の発行済株式総数に対する割合は4.19%であります。

2 未行使割合が多いのは、経済情勢や市場動向等の経営環境を総合的に勘案したためであります。

(ロ) 子会社からの買受けの状況

該当事項はありません。

(ハ) 再評価差額金による消却のための買受けの状況

該当事項はありません。

(ニ) 取得自己株式の処理状況

該当事項はありません。

(ホ) 自己株式の保有状況(平成15年6月21日現在)

区分	株式数(株)
保有自己株式数	1,000,000
再評価差額金による消却のための所有自己株式数	-

当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況(平成15年6月21日現在)

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
自己株式取得に係る決議(注)	普通株式	5,000,000	10,000,000,000
再評価差額金による消却のための買受けに係る決議			
計			10,000,000,000

(注) 上記授權株式数の当定時株主総会の終結した日現在の発行済株式総数に対する割合は4.19%であります。

ただし、当定時株主総会の終結した日現在の発行済株式総数には、平成15年6月1日から当定時株主総会の終結した日までの新株予約権の行使(旧転換社債の権利行使)により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況

前決議期間における自己株式の買受け等の状況

該当事項はありません。

当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況等

該当事項はありません。